

■ 第 159 回 新潟市都市計画審議会

日時：令和 7 年 5 月 27 日（火）午前 10 時～

場所：白山会館 2 階「大平明浄」

（司 会）

それでは、お時間となりましたので、始めたいと思います。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第 159 回新潟市都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の進行役を務めます都市計画課課長補佐の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。最初に本日の次第、次に第 159 回新潟市都市計画審議会委員名簿及び配席図。次に、議案の関連資料、以上となります。過不足などありましたら、事務局までお声がけください。

併せて事前にお渡しさせていただきました議案書もご用意ください。

また、本審議会は公開とし、議事録作成のため録音させていただきます。

はじめに、辞任されました委員と新たに就任しました委員を紹介いたします。

新潟県新潟地域振興局地域整備部長青木長務様が辞任され、新たに新潟地域振興局地域整備部長となられました、安藤善紀委員が就任されました。

（安藤委員）

安藤です。よろしくお願いいたします。

（司 会）

次に、関係行政機関の委員のうち、代理出席の方を紹介いたします。

国土交通省北陸地方整備局企画部長信太委員の代理といたしまして、北陸地方整備局企画部広域計画課長櫻井様からご出席いただいております。

（信太委員：櫻井代理）

櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

（司 会）

国土交通省北陸地方整備局港湾空港部長佐々木委員の代理としまして、北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課課長補佐南様からご出席いただいております。

(佐々木委員：南代理)

南でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

次に、本日、ご欠席の委員です。坂口淳委員、河本智美委員の2名の委員が所用により欠席でございます。本日の審議会は、委員25名中、現在22名の委員が出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、幹事として市からの出席者を紹介いたします。鈴木都市政策部長。

(都市政策部長)

鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

諸橋建築部長。

(建築部長)

諸橋でございます。本日はよろしくお願いいたします。

(司 会)

以上でございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、岡崎会長からお願いいたします。

(岡崎会長)

皆さん、おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

最初に撮影許可の申し出があるということですので、許可するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、撮影を許可することになります。

次に、新潟市都市計画審議会運営要綱第4条の規定により、本日の議事録署名委員に鈴木孝男委員と佐藤正人委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、付議案件審議に移ります。議案第1号、新潟都市計画新潟卸団地地区地区計画の決定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

東区役所建設課の今井でございます。よろしくお願いいたします。

それではこれより、議案第1号、新潟都市計画新潟卸団地地区地区計画について、ご説明させていただきます。説明は、本日、机上に配付をさせていただきました、A4横の関連資料を用いまして、スクリーンにも映し出しながら説明をさせていただきます。

関連資料2ページをご覧ください。

はじめに委員の皆さまにおかれましては、既にご承知のことと存じますが、都市計画の体系について、改めてご説明させていただきます。こちらは都市計画の体系を階層ごとにイメージした模式図となります。

1番上が都市計画区域や区域区分など、都市計画の基本となる規制を示しています。

2番目が用途地域など、面的な土地利用の規制を行う地域地区と呼ばれるものとなります。

3番目が道路や公園、下水道などの都市施設と土地区画整理事業などの市街地開発事業を示しています。

4番目が地区ごとの細かなまちづくりのルールを定める地区計画などとなります。

このように複数の種類の都市計画を重ね合わせたものが都市全体の計画の見取り図となり、いわゆる都市計画総括図と呼ばれるものとなります。

本日、皆さまからご審議いただく議案第1号は、一番下の地区計画の決定となります。

3ページをご覧ください。次に、地区計画の概要についてご説明いたします。

地区計画とは、あるまとまった地区内において、独自のまちづくりを行うためのルールを定めるものです。地区計画は地区計画の目標、地区計画の方針、地区整備計画などの用途で構成されています。その中で、地区整備計画で施設整備の方針や具体の建築規制などを定めるものとなっています。

具体には、用途の制限や容積率、建ぺい率の最高または最低限度などのほか、垣や柵の構造の制限を定めています。そのほか、地区の住民が利用する道路、公園、緑地、広場などの

配置、規模を地区施設として定めることも可能となっています。

資料右上の図が、地区計画で定めている内容のイメージ図となります。建物の用途規制や壁面の位置の制限など、地区計画を定めることにより、きめ細かなまちづくりを行うことができます。

それでは、新潟卸団地地区の地区計画の内容についてご説明いたします。4ページをご覧ください。まず、新潟卸団地地区の位置についてご説明いたします。

北側を新潟バイパス、東側を主要地方道新潟港横越線、西南側をＪＲ白新線で囲まれている東区竹尾、卸新町などを含む一帯、青色の着色部分ですが、こちらが卸団地地区と呼ばれています。

地区内のほとんどが卸売業、倉庫業、製造業などの事業所が集まった産業の集積地となっています。本地区計画は、その卸団地地区内の赤枠で囲った区域での設定を予定しています。

5ページをご覧ください。卸団地地区の各種計画における位置づけについてです。

新潟県の新潟都市計画区域マスタープランによると、当該地区は流通業務地として位置づけられています。流通業務地の土地利用の方針として、流通業務施設の集積、一般交通との分離、周辺住居環境への配慮ということが示されています。

6ページをご覧ください。

新潟市都市計画基本方針、いわゆる都市計画マスタープランでは、東区は産業のまちと位置づけられています。その中で、この卸団地地区は、地域産業の場、雇用の場として、現在の環境の維持発展をする地区と示されています。

7ページをご覧ください。

新潟卸団地地区は、都市計画上、市街化区域、用途地域として、準工業地域に位置づけられています。準工業地域は、土地利用の制限が比較的緩く、工業系の建築物だけでなく、住宅や店舗を建てられることとなっています。

8ページをご覧ください。

次に、新潟卸団地地区の特性についてです。新潟卸団地地区は、昭和40年代より、現在の東区竹尾、竹尾卸新町、紫竹卸新町、卸新町の周辺を中心に卸売業を中心とした事業所などの集積地として造成されてきました。

地区の東側には、新潟港横越線、北側には新潟バイパスが通っており、バイパスの出入口である竹尾インターに近接しています。また、ＪＲ貨物の新潟貨物ターミナル駅にも近接し、道路、鉄道の流通網が充実した流通地区、交通利便性の高い地区となっています。

しかし、近年では、準工業地域であることや、交通利便性が高いといった立地の良さなどから、店舗や住宅などの建築がなされています。現状のままですと、将来的に移転や廃業を

した事業所の跡地に店舗の建築や宅地分譲が進み、住宅建設により新たな住民が居住することによって生じる輸送用大型トラックの騒音、振動への苦情が大きな声となり、その結果、既存事業者が操業しづらくなり、移転を余儀なくされることなどが想定され、産業集積地として将来的な操業環境の維持に懸念があることから協同組合であります新潟卸センターを中心として、将来計画の検討が必要という形で動きが始まりました。

次に9ページです。地区計画の検討経緯についてご説明します。

平成28年度より、流通卸業を中心としたまちを存続するため、協同組合新潟卸センターにおいて地区計画の検討を進められました。当初は、協同組合卸センターの組合員のみで検討を行っていましたが、新潟卸団地地区全体を対象として地区計画を検討するため、組合員以外の方もメンバーに加え、新たに新潟卸団地地区まちづくり協議会を設立し、検討を継続されてきました。

本地区計画は、まちづくり協議会での検討結果を都市計画の提案制度を利用して本市に提案を頂いたものです。提案に際し、条件となる地権者の同意を得るため、令和5年7月にまちづくり協議会が主催した説明会が開催されました。その後、まちづくり協議会により地権者183名に対しての書面による同意調査を行い、同意率は約85パーセント、返信がないものが約15パーセントでしたが、不同意という声は頂いていない状況です。

なお、説明会を欠席された方には、同協議会が説明会資料を郵送し、同意率の向上に努められてきたと伺っています。また、令和5年10月に提案書を受理した後、令和6年8月に改めて本市主催の地権者説明会を開催し、22名の地権者から参加を頂いたところです。その際、反対意見などはありませんでした。

10ページをご覧ください。次に、新潟卸団地地区地区計画の具体的な内容になります。

今回、スライドで着色している区域を対象に地区計画を定めます。

それぞれの街区の特性に応じ、A地区からC地区に分割し、建築物の用途制限などのルールを設けることとしています。

A地区とB地区、オレンジ色の着色部分ですが、こちらは事業所や倉庫などを中心とした機能を強化する地区です。

水色のC地区ですが、こちらにつきましては、事業所や倉庫などのほか、診療所を含めた就業者向けの利便施設が設置可能な地区としています。

区域北東の竹尾インターに近接するエリアは、すでに住宅地や商業施設が立地しており、その区域は外しています。その理由として、地区計画により規制をかけることで、既存の建築物が不適合となってしまうため、既にお住まいの方の同意が得られないと、まちづくり協議会様が判断したためです。まちづくり協議会としましては、将来的にこの新潟卸団地地区

全体での地区計画を決定することを目標としており、今回決定する地区を第一歩として、今後も協議を進めていくと聞いています。

11 ページをご覧ください。用途制限の内容についてご説明します。

お示ししている表が、主要施設の建築可否を例示したものとなります。新潟卸団地地区では、現在の産業、物流集積地としての環境を守るという目的から、建築物の用途に規制をかけていくこととしています。

住宅の建設により、新たな住民が居住することによって生じる輸送用大型トラックの騒音、振動への苦情が大きな声となり、その結果、既存の事業者が移転を余儀なくされるなどのトラブルを防ぐため、住宅の建築については、規制を行うこととしています。

表の中ほどになりますが、静かな環境に設置されることが望ましい病院や大学、老人ホームは、同じく輸送用大型トラックが行き交う地区の環境には適さないと考えられるほか、不特定多数の方々が広範囲から集客する 200 平方メートルを超える店舗、飲食店など、ホテル旅館などの宿泊施設、カラオケボックス、映画館などの集客施設、神社、寺院、教会といった宗教儀礼に用いる施設は、道路混雑の要因となり、操業環境を悪化させてしまう恐れがあることから、規制を行うこととしています。

表の下段の工場に関しましては、卸売業を主体とした企業を中心として発展してきた地区であることから、現在も大規模な工場は設置されておらず、今後も工場を中心とした企業団地への変革を望まない意向であることから、既存の工場規模を超える 2,000 平方メートルを超えるものや、原動機出力 2,000 キロワットを超えるような大規模な工場は規制する計画としています。

なお、事務所などや車庫、倉庫業の倉庫のほか、地区内で働く就業者の働きやすさ向上への寄与という観点から、幼稚園やこども園、保育園、診療所、200 平方メートル以下の店舗、飲食店など、500 平方メートル以下の銀行支店につきましては、引き続き、建築できることとしています。

次に、12 ページをご覧ください。新潟卸団地地区で地区計画を定めることによる効果についてまとめています。

効果の一つ目として、地区内の良好な操業環境の維持が挙げられます。地区計画によって住居用途に制限をかけることで、新潟卸団地地区内での操業による居住者への影響をなくし、住民トラブルを回避することができます。また、操業環境が守られていくことで、事業所がさらに集積し、事業所間の連携が深まるなど、新潟卸団地地区のブランドイメージ向上などの効果が期待できます。

二つ目に、新潟卸団地地区の継続的な立地を担保できることです。

地区計画により、就業地である新潟卸団地地区に将来にわたって事業所が集積されることで、周辺の木戸地区、石山地区など、居住地域から近く、通勤距離や通勤時間の短い働きやすい職場が確保され、ひいてはワーク・ライフ・バランスの充実にもつながります。また、事業所集積地が存続することで、雇用や人口が維持され、将来にわたって産業のまちである東区の活性化にもつながることを期待しています。

地区計画制定後、これらの効果を通じて、本地区を地域産業の場、雇用の場として守り、安心して、快適に暮らせるまちの持続的な発展に東区としてもつなげていきたいと考えています。

以上で、新潟卸団地地区地区計画についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

では、この件につきまして、ご質問、ご意見などがありましたら、よろしくお願いいたします。

(高橋委員)

一点だけお聞かせいただきたいと思います。

令和5年7月にまちづくり協議会が地権者に対して説明会を開催し、その後の地権者の同意率は85パーセントとのことですが、残りの15パーセントは先ほど、返信がなかったとおっしゃっていたのですが、この方々は、既に流通形態がガラッと変わってしまったので、廃業された方々ということでしょうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。

ご回答がなかった方は、地区計画を定める地区の関係者、利害関係者ですけれど、新潟卸センターの組合員ではない方が大半であり、賛同まではいかないまでも、反対意見は出されていないものと認識しています。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(志賀委員)

議案書の11ページに既存不適格の施設が記載されており、⑦の施設がC地区にあります。

12 ページに既存不適格建物の一覧があり、B 地区にあることになっているのですか、おそらく C 地区の間違いではないかと思います。

放課後デイサービスが既存不適格になるとのことですが、今回、C 地区では、保育所と診療所は建築可能ということです。働きやすい環境をとというような話がある中、放課後などのデイサービスの事業所を既存不適格にした理由をどのように整理されたのか教えてください。

(事務局)

質問ありがとうございます。

今のご質問ですけれども、先ほどご説明したとおり、基本的にこの地区で働いている方が利用する施設は継続していく考えで、基本的には店舗や保育園などは、規制しないこととしています。

しかし、ご質問の施設は地区計画が施行後に不適格となりますが、引き続き、事業は継続できますので、地区計画の趣旨や目的などを丁寧にご説明させていただきたいと考えています。

(志賀委員)

質問の趣旨は、保育所を建築可能としているのに、なぜ、放課後デイサービスを不適格にしたのかということです。

(事務局)

繰り返しになりますが、放課後デイサービスにつきましては、卸団地内の就業者のための施設とは言い切れないと考え、関係者の皆さまとお話しをした中で、規制をかけさせていただいたところです。

(岡崎会長)

放課後デイサービス施設は、主に地区外の方が利用する施設ということですか。

(事務局)

そのように想定しました。

(三宅委員)

説明がなかった 11 ページの建物番号①と②が、ナチュレ片山と家具屋さんだと思います

が、住宅が増え、流通団地の交通量との軋轢があるので、住宅を規制するということはわかりますが、商業施設になぜそこまで規制が必要なのかよく分からないのと、流通団地というか、問屋などは、もう少し機能変化が必要であったり、消費者に直結した商売というか、事業が今後、ますます必要にならないと卸だけで活性化できるのかという気がします。

ご存じの方もおられると思いますが、ナチュレ片山というのは、市内で唯一のグルメスーパーみたいところで、ピア Bandai さんにも出ているような優良施設が既存不適格なのはどうか。

改装しなければ営続できるのかもしれませんが、協同組合の発議でということなので、今回、区域から除外したところは同意率に含まれていないと理解してよろしいでしょうか。同意書未提出の 15 パーセントは、地区計画を定める A、B、C 地区内の地権者を対象とした同意率であり、同意書への回答を棄権または計画に反対した方が 15% だということですよ。

(事務局)

質問ありがとうございます。

今のご質問の点ですけれども、同意書は、A、B、C 地区から取得したものであり、85 パーセントは、書面による同意が得られた方です。

まちづくり協議会も同意率を高める動きの中で、電話や訪問をさせていただいたのですが、書面による同意までは至らなかった方が 15 パーセントでした。

商業施設に対する規制を行うことで、今後の当該地区の発展への影響についてというご質問については、当該地区周辺の道路網は発達してはいますが、渋滞も発生しています。今後、新たに大きな商業施設が建築されることで、物流業におけるトラックなどの操業環境の悪化が懸念されるといった、地域の皆さまからのご意見がありましたので、エリアの中の操業環境を守るという観点から、店舗に関しては 200 平方メートル以下の店舗のみに規制させていただいたところです。

(三宅委員)

鳥屋野潟南部地区周辺では、倉庫型の大型商業施設の出店計画や、ロピアなどが出店している中で、ナチュレ片山さんもこの場所が旗艦店であり、食品以外に家具とか、日用雑貨などのマーチャンダイジングをしているような店舗なので、200 平方メートルという規制は、当該地区の発展の妨げになるような気がします。組合の意見だということは理解できますが、行政としてこのままで良いのかという気がしたので、発言いたします。

(岡崎会長)

今のことについて、事務局から何かコメントありますか。

(事務局)

店舗面積を 200 平方メートル以下に定めた経緯は、先ほどご説明した就労者の方々が利用する施設に限定するということで、いわゆるコンビニエンスストアを想定したものです。

就労者の方の昼食とか、利便施設などは必要だと考え、200 平方メートルまでの店舗は容認すると整理したところです。

(岡崎会長)

関連して説明をお願いしたいのですが、まちづくり協議会には組合員以外の方も参加しているわけですね。その構成を教えてください。

(事務局)

まちづくり協議会は 7 名で構成されています。そのうち、5 名が新潟卸センターの組合員の方、2 名が組合員ではない方という構成です。この方々で協議し、ルール作りの根本を決めていったというような形になります。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

(内山委員)

委員の内山です。

先ほどからの質問と重複しているかもしれないのですが、やはり地権者にとっては大きな権利制限になると思うので、不同意の方がいないということを再度、確認させていただきたく質問します。

書面による同意率が約 85 パーセントということですが、残りの 15 パーセントの方で、連絡がつかなかった、書面を送ったけれども、戻ってきてしまったみたいの方はいらっしやなくて、皆さん、電話なり、訪問なりで意思確認をした結果、同意はしないけれど、不同意もしないというような回答を得ている。そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

同意については、先ほどご説明したように同意率を上げる試みを取ってきましたが、電話をしても通じないという方もいらっしゃったと聞いています。とは言え、一度ではなく複数回、地権者への連絡を試みるなど努力しながら、同意率の向上に努めてきましたが、結果としては書面による同意が得られたのは85パーセントでした。

そのため、市といたしましても、別途説明会を設けたほか、都市計画の手続きでも縦覧で意見を求めましたが、反対意見はありませんでした。

(岡崎会長)

ちなみに都市計画決定手続きの概要は議案書の10ページで確認できます。

ほかにいかがでしょうか。

(富山委員)

委員の富山でございます。

11 ページの診療所ですが、近接した働きやすい職場、ワーク・ライフ・バランスの充実が目的となっています。

しかし、C地区では診療所の建築は可ですが、A、B地区では診療所の建築は不可とのこと。これはなぜなのでしょう。

(事務局)

ありがとうございます。

診療所につきましても、まちづくり協議会でも様々な議論をしたと聞いています。

最終的には、診療所は、朝から並ばれる方や地区外からの方も来訪されるという可能性があるので操業環境の悪化が考えられます。

とは言え、地区内で就労されている方が体調を崩したり、怪我をされることもあり得ることから、必要な施設として整理し、真ん中のC地区のみ可とするような形を取らせていただいたところです。

(中山委員)

まちづくり協議会の構成として、組合関係者が5名、それ以外が2名、合計7名とのことですが、最初にこの資料を見たイメージは、当初の組合だけではなくて、地区全体で考えるということで、より広い枠組みで、もっと構成としてはすごく大きくて、その7名というの

は、その中でも代表みたいな、そういう位置づけなのかと思ったのですが、そういう理解でいいのか、それともまちづくり協議会自体が 7 名ということなのか、どちらなのでしょう。

(事務局)

おっしゃるとおり、代表者が 7 名で、まちづくり協議会全体といたしましては、地権者の皆さまが協議会の会員となります。

(中山委員)

全体で何名いて、どういう構成なのか改めて教えていただけますか。

(事務局)

まちづくり協議会の会員は 183 名です。そのうち、組合員が約 6 割、非組合員が約 4 割という構成となっています。

(岡崎会長)

確認させていただきたいのですけれども、協議会の 7 名が代表ということですが、意思の決定については、多数決ではなくて、皆さん、納得のうえで決定したということによろしいのでしょうか。

(事務局)

協議会が立ち上がった時の経緯は、正確に把握していませんが、地権者の代表として選任されたと聞いています。

(岡崎会長)

最終案を決定する際、組合員の方が代表者より人数が多いわけですが、多数決で決定したわけではなく、皆さんが納得した上で決定したということによろしいですか。

(事務局)

まちづくり協議会の中で議論を深め、納得された上で決定し、その後に地権者の皆さまに説明をしたと受け取っております。

(岡崎会長)

分かりました。ほかにいかがでしょうか。

(田村委員)

すごく細かいことですが、議案書の９ページ目の理由書も本日の審議範囲に入っているという理解でよいでしょうか。

その場合、９ページの一番下の２行なのですけれども、ここが分かりづらいというか、意味が通らないと思っています。

文書として問いたいことが、職住近接は良いこととして進めたい。そして、住工混在の回避はやめたいということかと思いますが、このままだと職住近接の回避とも読めるので、職住近接環境の確保と、住工混在の回避というようにしなければ誤解が生まれると思います。

従って、文書全体としては、周辺の住居地域からの就業を可能としながらも、住環境、操業環境の併存を目指す職住近接及び住工混在の回避を基本としたと丁寧に書く必要があると思います。

なぜ、このようなことを言うかと言いますと、この９ページ目の上の段落二つ目、「しかし」のところですが、住居が近接することがダメなようなことが書いてあるので、近接は良いこと、混在はダメなこと、と整理していただきたいと思います。

もう一点、皆さんがすごく気にされているのが、事務局からの説明や回答が「と受け取っています。」「という理解でいます。」というような言い回しで、このまちづくり協議会が設立した経緯だったり、代表制の確認であったり、それぞれの議事の確認で何人がどうだったのか。それがこのＡ、Ｂ、Ｃ地区に及んでいるのかというところが、委員の皆さんが納得できないので、色々と質問が出ていると思います。

私自身も今のままのあやふやな回答ではいけないと思いますので、これは会長のご判断ですけれども、暫定で良しとするにしても、そこは明らかに議事録に残しておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それから、３点目、防災の立場からとなりますが、地区計画でそれぞれの地区の機能が充実されるということで、防災機能も上がり、守りやすくなるのかなと思っているので、非常に良いことだと思います。

ただ、区域を区切ったからといって、住居区域と離れるわけではないので、できればこの住居区域、それから建築済みの大きな店舗なども含め、この卸団地全体の防災を考える地区防災計画に発展していくようにしていただけると、今後の発展が望めるのではないかと思います。

もう一点、他の委員が、例えば、アンテナショップのような家具屋の規制をどうしてする

のかというお話しもあったと思いますが、この地区をより明確にすることによって、市民並びに市外の皆さんへのアピールも必要なので、その辺りの商業の活性化並びに観光の拠点としても発展ということも考えていく必要があるのではないかと思います。

(事務局)

貴重なご意見、ご質問、ありがとうございます。

まず1点目の議案書の9ページに書かれている文言については、ご指摘のとおり、周辺の住居地域からの就業を可能としながらも、住環境、操業環境の併存を目指す職住近接及び住工混在の回避を基本とした、と意図し記載したものです。議案書の文言を修正することは難しいため、そのような解釈で議案に対してご審議いただければと思っています。

それから2つ目、代表の方々からも意見をお聞きしながら、原案を作成する段階では反対なしの方が圧倒的に多いだろうという認識でしたので、問題ないと考えています。

3点目は、防災の観点でのご助言をいただきました。まずは、地区計画を定めることで、より良い操業環境をこの地区計画で創出していただき、引き続き、協議会の皆さまや卸センターの組合員に周辺地域を含めた防災計画などの検討していただけるような打診をしていければと思っています。

最後に商業店舗につきましては、卸団地地区は流通業務系であり、良好な操業環境を維持したい意向が強く、商業店舗に起因した一般交通の流入を回避したいということです。

将来的には市域全体を俯瞰しながら、商業や観光の視点で特化できるところは共存できるよう、まちづくりに活かしていければと思います。ありがとうございます。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

事務局の皆さんの定義は、組合からの発案ということだったのですがけれども、決定するのは、あくまでも新潟市が公益的に判断するということですので、そういった意味で問題がないかというところがポイントだと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

反対の方、いらっしゃいますか。特によろしいでしょうか。

特に反対はないということでしたら、議案としてはこの原案のとおり答申ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、特に異議はないということでしたら、原案のとおり答申ということにさせていただきます。本日の議案は1件のみであり、以上となります。

どうもありがとうございました。

(司 会)

岡崎会長、議事の進行ありがとうございました。

事務局より連絡事項がございます。会議の冒頭に会長が議事録署名委員として指名いたしました鈴木孝男委員が急遽欠席となりましたので、これより岡崎会長と事務局で相談する時間を取りたいと思います。しばらくお待ちください。

(暫時休憩後、再開)

(岡崎会長)

議事録署名委員として指名した鈴木孝男委員が急遽欠席となりましたので、副会長の樋口委員を改めて指名します。議事は以上です。進行を事務局にお返しします。

(司 会)

事務局より連絡事項がございます。

駐車券を受付にお預けの委員の皆さまは、無料処理済みの駐車券を受付にて用意しておりますのでお持ち帰りください。

それでは、これにて閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。